

株式会社阿波銀行

2025年12月26日

## 「あわぎんグリーンローン」「あわぎんサステナビリティ・リンク・ローン」フレームワーク

サステナブルファイナンス本部  
担当アナリスト：相川 達哉

格付投資情報センター(R&I)は、阿波銀行が2025年12月に策定した「あわぎんグリーンローン」「あわぎんサステナビリティ・リンク・ローン」フレームワークが、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。本フレームワークは阿波銀行が自らの資金調達のためではなく取引先向けに取り扱う金融商品として策定している。

- グリーンローン原則(2025、LMA等)
- グリーンローンガイドライン(2024、環境省)
- サステナビリティ・リンク・ローン原則(2025、LMA等)
- サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024、環境省)

### ■オピニオンの構成

1. 阿波銀行の概要
2. 「あわぎんグリーンローン」「あわぎんサステナビリティ・リンク・ローン」フレームワーク推進に係る阿波銀行のサステナビリティ方針
3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドラインに対する適合性について
  - (1)調達資金の使途
  - (2)評価と選定のプロセス
  - (3)調達資金の管理
  - (4)レポートティング
4. サステナビリティ・リンク・ローン原則およびサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について
  - (1)KPIの選定
  - (2)SPTsの設定
  - (3)ローンの特性
  - (4)レポートティング
  - (5)検証

## 1. 阿波銀行の概要

阿波銀行は徳島県内のトップ地銀。中小企業とそのオーナーを対象とした「永代取引」を伝統的な営業方針として掲げ、顧客と長期的かつ緊密な関係を構築する中で、金融サービスやソリューションを提供することで競合との差別化を図っている。県内の経済規模がやや小さく、古くから県外に進出しており、関西（大阪府、兵庫県）や関東（東京都、神奈川県）においても中小企業を主体とする営業基盤を構築している。

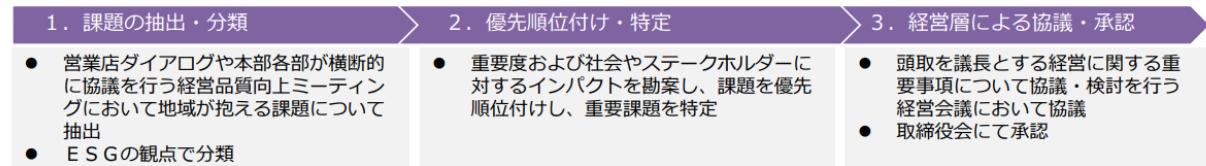
徳島県は、全国に占める県内総生産や人口、法人数の割合はやや小さい。特に人口は1990年代後半から減少が続いている、高齢化も進む中で地域社会を維持・発展させていくことが課題となっている。係る中、徳島県における市場地位の高さから、阿波銀行が県内で金融インフラとして果たす役割は重く、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

阿波銀行は長期経営計画「Growing beyond 130th」において、社会課題のうち「地域経済の発展と産業振興」「長寿化社会への対応」「人材育成と働き方改革」「気候変動／南海トラフへの対応」を重要課題と特定しており、これらの重要課題の解決を中心に取り組むことで、地域社会・経済の持続性を維持・発展させるとともに、誰もが健康で豊かな暮らしができる地域社会を実現することに貢献していく方針である。

### 重要課題

社会課題				
	- 外部環境 -		- 金融行政方針 -	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人口減少・少子高齢化</li> <li>■ 地政学リスクの高まり</li> <li>■ 国内金利の上昇懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ インフレ抑制による景気後退懸念</li> <li>■ 円安・原材料の高騰</li> <li>■ デジタル・キャッシュレス化の進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者への資金繰り・本業支援</li> <li>■ スタートアップ支援</li> <li>■ カーボンニュートラルへの取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ お客さま本位の業務運営</li> <li>■ 金融リテラシーの向上</li> <li>■ マネロン対策、サイバーセキュリティ</li> </ul>
重要課題	地域経済の発展と産業振興	長寿化社会への対応	人材育成と働き方改革	気候変動 南海トラフへの対応
リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産性が向上しないことによる競争力の低下</li> <li>・ 後継者不足による事業の存続リスク</li> <li>・ 消費者の需要の変化への対応の遅れによる業績の悪化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のお客さまの金融リテラシーが高まらないことにより、資産形成が進まない</li> <li>・ 高齢社会に伴う資産寿命や認知判断能力低下による諸課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事制度や福利厚生の魅力不足による人材流出や人材不足、戦略の停滞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術革新や技術転換への対応の遅れが取引先の業績悪化につながるリスク</li> <li>・ 地域でのB C Pが不十分な事による想定外の損害の発生</li> </ul>
機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンサルティングニーズの高まり</li> <li>・ 地域での起業・創業への機運の高まり</li> <li>・ デジタル化、キャッシュレス化による生産性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化社会、人生100年時代を見据えた資産形成、資金管理、相続・事業承継への関心の高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永代取引を支える人材が育成され、多様な人材の活躍により、お客さまの感動満足につながる付加価値を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動やB C Pに資するコンサルティングサービスの提供や新たなビジネスチャンスの創出</li> </ul>
関連するSDGs項目				

### 重要課題の特定プロセス



[出所：阿波銀行]

## 2. 「あわぎんグリーンローン」「あわぎんサステナビリティ・リンク・ローン」フレームワーク推進に係る阿波銀行のサステナビリティ方針

阿波銀行は、地域のサステナビリティを高めることを経営の根幹と位置づけ、SDGsへの取組み方針を策定し「地域経済発展と産業振興への取組み」および「魅力のある持続可能な地域社会の実現」を掲げている。また2025年6月には新たに「地方創生推進部」を新設し、当部の「サステナビリティ推進課」においてその取組みをさらに強化させている。

「あわぎんグリーンローン」および「あわぎんサステナビリティ・リンク・ローン」は、地域の中小企業におけるSDGs/ESG分野への取組みを後押しし、地域の持続可能性を高めていくことを目的としている。取り組み内容は阿

波銀行が SDGs 取組方針に掲げる方針に合致する。また、国際的な原則やガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

### 3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークに基づいて組成される「あわぎんグリーンローン」は、グリーンローンを構成する 4 つの要素(調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートинг)について、グリーンローン原則(以下、GLP)、グリーンローンガイドライン(以下、GL ガイドライン)が求める事項を満たす内容で設計されている。

#### (1) 調達資金の使途

- ① グリーンローンは、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。

阿波銀行は、本フレームワークで対象とするグリーンローンの資金使途について、環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの資金と定義している。

資金使途は原則やガイドライン等を踏まえ、資金使途となるグリーンプロジェクトを以下の通り設定している。各事業におけるより詳細な資金使途は、フレームワーク内で定義される。

グリーンプロジェクト	
① 再生可能エネルギーに関する事業	
② 省エネルギーに関する事業	
③ 汚染の防止と管理に関する事業	
④ 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	
⑤ 生物多様性保全に関する事業	
⑥ クリーンな輸送に関する事業	
⑦ 持続可能な水資源管理に関する事業	
⑧ 気候変動に対する適応に関する事業	
⑨ 環境配慮製品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業	
⑩ グリーンビルディングに関する事業	

プロジェクトの適格性については、営業店および信用力審査担当部とは異なる経営統括部が、プロジェクトがもたらす環境改善効果を確認し評価する。資金使途の妥当性などについて、阿波銀行で判断が困難な場合は適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

阿波銀行はプロジェクトによる環境改善効果および想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。

- ③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合および複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

資金使途をリファイナンスとする場合のルックバック期間は 3 年と設定している。リファイナンス時点以後の環境改善効果についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。複数トランシェは設定されない。

#### (2) 評価と選定のプロセス

- ① 環境面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

阿波銀行は、グリーンローンを通じて実現しようとする環境面での目標や持続可能な社会の実現に向けた戦略、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断したプロセスについて、借入人に確認する。また阿波銀行は、プロジェクトが付隨的にもたらすおそれがあると認められる環境面のリスクを特定・管理・緩和するためのプロセスについて、借入人に確認する。

### (3) 調達資金の管理

#### ① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

実行された資金は、阿波銀行にある借入人の預金口座に入金され、その全額を特定のグリーンプロジェクトの支払いのみに使用することを求め、入金された資金の使途および支払状況が分かる確認表にて管理をする。なお、未充当資金が生じる場合には、阿波銀行の口座において預金として運用される。

### (4) レポーティング

#### ① 調達資金の使用方法等に関する報告および一般的開示がなされるか

資金の充当が完了するまで、年1回、プロジェクトの概要、プロジェクトに充当した融資金額、未充当金額、プロジェクト実施による環境改善効果について阿波銀行のWEBサイトで一般に開示する。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は、営業店を通じて影響および対応方針等を確認し、審査部に報告のうえ管理する。

#### ② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

グリーンローンとしての適切性を判断する経営統括部が環境改善効果に係る定量的な指標および算定方法を確認する。

## 4. サステナビリティ・リンク・ローン原則およびサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークに基づいて組成される「あわぎんサステナビリティ・リンク・ローン」は、サステナビリティ・リンク・ローン(以下、SLL)を構成する5つの要素(KPIの選定、SPTsの設定、ローンの特性、レポートинг、検証)について、サステナビリティ・リンク・ローン原則(以下、SLL原則)、サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(以下、SLLガイドライン)が求める事項を満たし、SLLを通じて借入人のサステナビリティ向上を促すよう設計されている。

### (1) KPIの選定

#### ① 選定されるKPI

KPIは、“The Illustrative KPIs Registry”(以下「レジストリ」)<sup>1</sup>においてCore KPIに位置付けられる指標から借入人がマテリアルなものを選定する。

(例 i )温室効果ガス排出量(全業種)

(例 ii )販売戸に占める ZEH 基準の水準の省エネルギー性能を持つ戸(売上または件数)の比率(住宅販売専業)

<sup>1</sup> ICMA(国際資本市場協会)が作成。セクターごとやテーマごとに、ICMAのサステナビリティ・リンク・ボンド・ワーキンググループが推奨するKPIの具体例やベンチマークを示したリスト。

温室効果ガス排出量をKPIとする際、レジストリで「温室効果ガスの排出量(Scope1、2)」がCore KPIになり得ると示されている業種(航空会社、建設資材・セメント、海運、公共交通、鉄道輸送等)の借入人は、Scope1+2の排出量をKPIとすることを検討する。その他の業種の借入人はScope3の排出量も別途KPIとすることを検討する。検討に際して、阿波銀行は借入人の業種や規模を確認し、中小企業版SBTの対象基準を参考として、Scope1+2のみをKPIとすることを認める場合がある。その場合は、Scope3の算定・削減の意思を借入人に対して確認する。

## ② KPIの重要性

レジストリを参照し、業種ごとにICMAが推奨する指標を用いることでKPIの重要性が担保される。

(例 i) レジストリにおいて「温室効果ガスの排出量」は全てのセクターの企業でKPIになり得るとされている。脱炭素化は全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業、社会のサステナビリティに関係する。

(例 ii) レジストリにおいて「EU タクソノミー<sup>2</sup>に適合した収益の割合(%)」は全てのセクターの企業でKPIになり得るとされている。日本の第6次エネルギー基本計画において「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」との目標が示されている。日本の住宅販売を専業とする企業において、政府が求める高い省エネ性能を満たす住宅を供給する割合を高めることは重要性が高い。

## ③ KPIの重要性を判断する社内プロセス

阿波銀行は、KPIが借入人のビジネス全体と関連性があり、中核的かつ融資先の現在および将来的なビジネスにおいて戦略的に非常に重要であることを確認する。営業店および信用力審査担当部とは異なる経営統括部が最終的に判断する。レジストリに挙げられている指標以外の指標を検討する場合などは、適宜R&Iに個別の確認を依頼する。

以上より、SLL原則やSLLガイドラインに求められる、借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、借り手の現在、将来の事業において戦略的に大きな意義があるKPIを借入人が選定する体制が整っている。

# (2) SPTsの設定

## ① SPTsの概要

SPTs(Sustainability Performance Targets)は、選定したKPIに対応して、借入人の全体的なサステナビリティ戦略と整合し、融資期間にわたり数値化された年次目標を借入人が設定する。

## ② SPTsの野心性

SPTsの野心性は以下の3つの観点の組み合わせによって判断される。

A) 借り手自身の最低でも過去3年分のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択したKPI(s)に関する測定実績

過去のパフォーマンスから、SPTsがBusiness as Usual(成り行きの場合)シナリオを超える目標設定といえるか確認する。

B) 同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対的位置付け、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け

借入人が属する業種において、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社におけるSPTsの相対的位置づけ、もしくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置づけを確認する。

<sup>2</sup> EU域内において「環境に配慮した持続可能な経済活動」を定義した分類

- C) 科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術やESGテーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照

(例 i ) 温室効果ガス排出量を KPI とする際、Scope1+2 については、借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国内である場合は、日本の地球温暖化対策計画と比較する。借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国外である場合は、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。Scope3 については、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。

(例 ii ) ZEH 比率を KPI とする際、第 6 次エネルギー基本計画において示された「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」に沿い、2030 年以降に 100% という目標と比較する。

### ③ SPTs の妥当性を判断する社内プロセス

SPTs は、借入人と阿波銀行の営業部店がディスカッションし、借入人の属する業界や事業内容等を考慮しながら検討する。SPTs の妥当性は、営業店および信用力審査担当部とは異なる経営統括部が最終的に判断する。KPI に関する国・地域・国際的な公式目標がない場合、同業他社比較が難しい場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、ローンの期間中を通じて関連性があり、野心的な SPTs を借入人が設定する体制が整っている。

## (3) ローンの特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は元の金利に戻す。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅および金利適用時期等)は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に付属する書類に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

## (4) レポート

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行時に締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況等を阿波銀行に報告する。報告にあたっては、SPTs の達成状況について確認可能なエビデンス資料を提出する。レポート内容は阿波銀行の WEB サイトで公表することで、透明性を確保する。

## (5) 検証

借入人は、毎年のレポート報告時に SPTs 達成状況について、必要に応じて独立した第三者による検証を受ける。検証の結果は、SPTs の達成状況について確認可能な資料と共に経営統括部に提出される。経営統括部は検証結果を確認したうえで目標の達成状況の判定を行い、信用力審査担当部に判定結果を共有する。信用力審査担当部は、報告された判定結果を基に金利変更の有無を判断する。判定結果に基づき金利優遇がある場合、営業店を通じて借入人に通知する。

以上

**【留意事項】**

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰賛性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものではありません。R&Iはセカンドオピニオンを行ふに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰賛性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付隨的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行ふに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰賛性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト(<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>)に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト(<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>)に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び個人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。